

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十六年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請のあった年月日</p>
<p>特定非営利活動法人中国四国成年後見センタ</p>	<p>井上 文伸</p>	<p>広島県尾道市高須町四七八番地 一</p>	<p>この法人は、地域住民に対し、成年後見人制度を前提として、高齢者及び障害者等の財産管理及び成年後見に関する様々な問題の解決に関して相談業務を行うとともに、成年後見人制度に関する情報収集及び調査研究をし、広く知識の啓発と普及、任意後見人・任意後見人監督人・法定後見人の受託事業を行い、人権の擁護の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>法改正等に伴う字句の変更</p>	<p>平成二六年六月二三日</p>
<p>特定非営利活動法人世羅国際交流教育ネットワーク</p>	<p>瀬尾 圭三</p>	<p>広島県世羅郡世羅町大字本郷八七〇番地広島県立世羅高等学校内</p>	<p>この法人は、世羅郡及び近郊の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民に対し、広島県立世羅高等学校が行うニューヨーク市 THORNTON SCHOOL の交換留学への支援や地域の国際交流事業を行い、国際友好親善及び地域の国際理解の推進並びに青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。</p>	<p>・法改正等に 伴う字句の変 更 ・役員に関する 事項の変更</p>	<p>平成二六年六月一七日</p>